

令和元年度第3回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の対象	教育部 教育指導課
監査の範囲	平成31年4月1日から令和元年9月30日までにおける事務の執行
実施期間	令和元年11月12日から令和2年2月21日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 郵便切手等の適正な管理について 郵便切手等受払簿を確認したところ、次のとおり不適切な管理状況が見られた。</p> <p>ア 切手等の購入時の記載がなく、いつ何枚購入したのか不明</p> <p>イ 使用内容欄が「返信用」や「郵送」となっており、何のために必要なのか具体的な業務内容の記載がない。</p> <p>ウ 実際に残存している残数と受払簿における残数の照合がしづらい。</p> <p>郵便切手等については、有価証券等の類のうち、有価証券そのものには該当しないとされているものの、証券自体が特定の金銭的価値を有する金券の類であり、適切な保管と厳正な管理が求められるものである。</p> <p>郵便切手等の保管及び使用に対して、適切かつ厳正な管理を徹底され、その使用履歴に対する明確な透明性を確保されたい。</p>	<p>(1) 郵便切手等の適正な管理について、切手台帳の見直しを行った。</p> <p>ア キャビネットに掲載されている切手記録簿を使用し、切手購入時の記録を記載していく。</p> <p>イ 使用内容については、返信用や郵送等ではなく、使用内容が一目でわかるように具体的な内容を記載していく。</p> <p>ウ 残数についても、計算しなくてもわかるようにその都度記載していく。</p>
<p>(2) オーケストラ鑑賞教室委託について 市民会館大ホールにおいて小中学生を対象に開催しているオーケストラ鑑賞教室については、その管理及び運営を音楽事務所へ委託しているが、毎年、同一の事業者を指名し、随意契約の方法により契約を締結している。市の委託事業者の選定は公募による競争入札が原則であり、競争性のない随意契約は例外であるべきことから、特定の一者と継続して随意契約を締結することは、契約の公平性や</p>	<p>(2) オーケストラ鑑賞教室委託については、小中学校の音楽専科の教員で構成される音楽鑑賞教室運営委員会にて業者を選出している。質の高い音楽教室を維持するため、福生市の子ども達にとって最適なプログラムや演奏方法を造り上げてきた経験があり、現場のことにも熟知している業者に委託してきたところではあるが、今後の方針について検討していく。</p> <p>新型コロナウイルスの影響により委員会を</p>

透明性の観点から望ましいとは言えない。また、他の事業者と比較していないため、契約金額についても適正な価格であるのか判断することができない。

所管課は、当事業委託について、少なくとも5年に一度のサイクルで委託事業者の見直しを行われたい。事業の性質上、競争入札やプロポーザルの実施がそぐわないと判断した場合であっても、他の事業者との比較による検証を行い、記録を残すようにされたい。なお、結果として特定の二者を指名するのであれば、様式書類（指名伺）には、他の事業者では目的を達成できない具体的かつ明確な理由を記載されたい。

開催できない状況が続いているが、音楽鑑賞教室運営委員会で改めて協議していく。

令和元年度第3回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の対象	教育部 教育支援課
監査の範囲	平成31年4月1日から令和元年9月30日までにおける事務の執行
実施期間	令和元年11月12日から令和2年2月21日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 郵便切手等の適正な管理について</p> <p>郵便切手等受払簿を確認したところ、次のとおり不適切な管理状況が見られた。</p> <p>ア 切手等の購入時の記載がなく、いつ何枚購入したのか不明</p> <p>イ 使用内容欄が「返信用」や「郵送」となっており、何のために必要なのか具体的な業務内容の記載がない。</p> <p>ウ 使用者名がなく責任の所在が不明確</p> <p>エ 年度末に大量の購入が認められる。</p> <p>オ 実際に残存している残数と受払簿における残数の照合がしづらい。</p> <p>郵便切手等については、有価証券等の類のうち、有価証券そのものには該当しないとされているものの、証券自体が特定の金銭的価値を有する金券の類であり、適切な保管と厳正な管理が求められるものである。</p> <p>郵便切手等の保管及び使用に対して、適切かつ厳正な管理を徹底され、その使用履歴に対する明確な透明性を確保されたい。</p>	<p>御指摘のとおり、購入時の記載、使用内容及び使用者名の明記を徹底するとともに、必要に応じて購入することといたしました。</p> <p>受払簿についてはわかり易く様式を改めました。</p>
<p>(2) 備品の適正な維持管理について</p> <p>会計課では、福生市物品管理規則に基づき、備品台帳一覧の各課データを担当課に送り、備品の登録漏れ等がないか毎年度確認を求めている。教育支援課においても備品台帳と現物を照合し確認しているが、所管の子ども応援館内教育相談室内の備品については、160件ほど、細かいものが種々登録されており、全件確認できていないのが実情とのことであった。</p>	<p>教育相談室関係の備品に関しましては、所在場所が分散しており現物照合ができていないものがあつたことから、令和元年度に備品台帳一覧について全ての現物との照合を行いました。これにより登録備品70件を除却するとともに、教育相談室所管備品は119件となりました。今後は修正後の備品台帳をもとに、適正な備品の維持管理に努めます。</p>

<p>資産計上される備品は、福生市物品管理規則で定める取得価格が 50 万円以上の重要備品であり、教育支援課での該当は公用車だけであるが、備品は、公金はその姿を転じた市民の貴重な財産である。現在の保有備品と備品台帳との照合、チェックを確実にし、適正な維持管理に努められたい。</p>	
<p>(3) 適正な文書管理について</p> <p>福生市文書管理規程によれば、定例又は簡易な文書であっても、收受文及び起案文ともに回付印を用い、文書分類、保存年限及び公開区分等を記入することとされている。教育支援課の文書を確認したところ、定例又は簡易な文書について、何の手續も経ぬまま供覧あるいは決裁に回されていた。</p> <p>また、起案文書における発送記号番号（以下「発番」という。）の枝番使用について、年度を超えても前年度の発番を使用していたが、その場合、枝番使用のための前年度の発番と現年度における同じ発番において同番号でありながら二つの文書が存在することになってしまう。更に、枝番を使用しているという理由からか、内容を見ると 10 年保存の重要文書であり起案処理をするべき文書でも、発番を取得したもの以外は、決裁はされていたものの定例又は簡易な文書としての回付印処理も起案処理もされていなかった。</p> <p>市において事案の決定は、行政運営の根幹をなす意思決定の確実な実行を期するため文書によって行われている。福生市文書管理規程では、文書の管理についてその適正かつ能率的な執行を義務付けており、このことは、市行政運営において、その手段として、文書が重要な役割を占めていることをよく表している。情報公開制度の的確な運用を期するためにも、福生市文書管理規定に基づき、より適正な文書管理を徹底されたい。</p>	<p>福生市文書管理規定に基づき、定例又は簡易な文書についても回付印を用い、文書分類、保存年限及び公開区分等を記入するよう徹底いたしました。</p> <p>また年度をまたいだ発番の枝番は使用しないことといたしました。</p>

<p>(4) 委託契約における適切な仕様書の作成及び履行確認について</p> <p>教育支援課では、小・中学生の健康診断のため、「健康診断器具滅菌委託」を契約している。その仕様書を見ると、委託物の範囲として「福生市立小・中学校及び福生市教育委員会が現有している健康診断に使用する歯鏡、鼻鏡、耳鏡、舌圧子、探針の5種類とする。」とある。そのため、教育委員会あるいは学校が現に持っているこれらの器具について、滅菌を委託しているのか確認したところ、そうではなく、実態は、委託事業者が滅菌されている器具を検診時に各校に必要な数用意し、検診終了後に速やかに回収しているという。</p> <p>また、仕様書には、項目として認定証明とあり、「使用する滅菌施設が、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たしたもの（医療関連サービスマークの交付を受けているもの）を原則とするが、厚生労働省令で定める基準に適合しているものであれば、同マークの交付を受けていなくても差し支えない。」としている。その証明について確認しているのか聞くと、近年同一事業者が受託しているため、確認はしていないとのことであった。</p> <p>仕様書と実際の委託内容には相違があるものの、相手先から疑義も出ず業務は遂行され、健康診断も問題なく実施できているが、仕様書は、適正な見積額を算出し、業務の適正な履行を確保するためにも大切な書類である。</p> <p>そのため、仕様書は、業務の内容及び報告の方法等明確に記載し適切に作成した上で、仕様書どおりに業務が適正に履行されているか確認されたい。</p>	<p>御指摘のとおり、現状に即した形で令和2年度の仕様書を改めました。</p> <p>また仕様書には、医療関連サービスマークの交付を受けているものとしているため、事業者より証明書の写しの提出をうけております。</p>
---	--